

令和7年度インターンシップ導入促進支援事業 実施要領

令和7年3月19日
(公社)全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による就業体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員事業者（以下「事業者」という。）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2. 助成対象者

地方ト協会員事業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であるものとする。

3. 予算額

1,500万円

4. 助成対象

会員事業者が、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものに助成する。

ただし、地方ト協ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

- (1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。
- (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。
 - ①点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。
 - ②乗務体験（学校側からの要請又は社内規定で乗務体験を含まない場合を除く）
- (3) インターンシップのプログラムの内容が別に定める要件を満たすこと。

5. 助成額

- (1) インターンシップ受入れ期間 3日間 9万円
- (2) インターンシップ受入れ期間 4日間 11万円
- (3) インターンシップ受入れ期間 5日間以上 13万円

※但し、上記受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず上記の助成額とする。

6. 事業の申請

事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、期日までに「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書」を地方ト協に提出しなければならない。

7. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日までに実施した事業とし、「実績報告書」を令和8年3月9日までに全ト協へ提出する。

8. 交付要綱

「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」のとおり

以上